

| 名称 | 希みが丘A地区建築協定 | 希みが丘B地区建築協定 | 希みが丘C地区建築協定 (建築協定区域隣接地) |
|------|--|--|---|
| 地名地番 | 小郡市三沢字永浦5459番地ほか | 小郡市三沢字勝負坂5534番地の42ほか | 小郡市希みが丘一丁目5番地1ほか (小郡市希みが丘一丁目4番地1ほか) |
| 告示 | 福岡県告示第1420号 平成7年8月4日 | 福岡県告示第1041号 平成7年5月26日 | 福岡県告示第2014号 平成8年12月6日 |
| 区域面積 | 14,328. 52㎡ | 56,259. 42㎡ | 20,603. 55㎡ (4,508㎡) |
| 協定理由 | 宅地としての良好な環境を高度に維持増進するため | 宅地としての良好な環境を高度に維持増進するため | 宅地としての良好な環境を高度に維持増進するため |
| 用途地域 | 第1種低層住居専用地域 | 第1種低層住居専用地域 | 第1種低層住居専用地域 |
| 主な基準 | <p>(1) 敷地は、本協定認可公告(以下「認可公告」という。)時の区画とし、分割はできないものとする。</p> <p>(2) 地盤面は、認可公告時の現状を変更することは出来ないものとする。ただし、自動車車庫を築造するための切土、及び盛土についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 道路境界沿いは、植栽又はフェンスとする。</p> <p>(4) 建物の外壁又はこれにかわる柱の面から道路側境界線までの距離は、2m以上とする。(以下「外壁後退部分」という。)ただし、建物に付属する車庫、出窓及び冷暖房機等は、建物外壁等とはみなさないものとする。</p> <p>(5) 外壁後退部分には、物置等の設置を禁止する。</p> <p>(6) 道路に面して設ける建物玄関の出入口部分と自動車車庫の出入口部分に設置する門柱、門扉及び門は、道路側境界線から1m以上後退しなければならない。</p> <p>(7) 用途は、一戸建個人専用住宅(親族の二世帯が同居する住宅を含む。)とする。</p> <p>(8) 前号の一戸建個人住宅には、同法施行令第130条の3第6号に規定するものを含むものとする。</p> <p>(9) 地階を除く階数は、2以下とする。</p> <p>(10) 建築物は、土地1区画に1棟1戸とする。ただし、車庫及び物置等の付属建築物はこの限りでない。</p> <p>(11) 看板、ネオンサイン等の広告物の設置は禁止する。ただし、第8号に定める用途についての軽微な看板は、除くものとする。</p> | <p>(1) 敷地は、本協定認可公告(以下「認可公告」という。)時の区画とし、分割はできないものとする。</p> <p>(2) 地盤面は、認可公告時の現状を変更することは出来ないものとする。ただし、自動車車庫を築造するための切土、及び盛土についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 道路境界沿いは、植栽又はフェンスとする。</p> <p>(4) 建物の外壁又はこれにかわる柱の面から道路側境界線までの距離は、2m以上とする。(以下「外壁後退部分」という。)ただし、建物に付属する車庫、出窓及び冷暖房機等は、建物外壁等とはみなさないものとする。</p> <p>(5) 外壁後退部分には、物置等の設置を禁止する。</p> <p>(6) 道路に面して設ける建物玄関の出入口部分と自動車車庫の出入口部分に設置する門柱、門扉及び門は、道路側境界線から1m以上後退しなければならない。</p> <p>(7) 用途は、一戸建個人専用住宅(親族の二世帯が同居する住宅を含む。)とする。</p> <p>(8) 前号の一戸建個人住宅には、同法施行令第130条の3第6号に規定するものを含むものとする。</p> <p>(9) 地階を除く階数は、2以下とする。</p> <p>(10) 建築物は、土地1区画に1棟1戸とする。ただし、車庫及び物置等の付属建築物はこの限りでない。</p> <p>(11) 看板、ネオンサイン等の広告物の設置は禁止する。ただし、第8号に定める用途についての軽微な看板は、除くものとする。</p> | <p>(1) 敷地は、本協定認可公告(以下「認可公告」という。)時の区画とし、分割はできないものとする。ただし、次に定める土地については認可公告後であっても、200m²未満の敷地が生じないように分割することができる。</p> <p>小郡市希みが丘一丁目4番1～2(建築協定区域隣接地)</p> <p>(2) 地盤面は、認可公告時の現状を変更することは出来ないものとする。</p> <p>ただし、自動車車庫・玄関アプローチを築造するための切土、及び盛土についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 道路境界沿いは、植栽又はフェンスとする。</p> <p>(4) 建築物の用途は、一戸建個人専用住宅(親族の二世帯が同居する住宅を含む。)とする。</p> <p>(5) 前号の一戸建個人専用住宅には、建築基準法施行令第130条の3第6号に規定するものを含むものとする。</p> <p>(6) 地階を除く階数は、2以下とする。</p> <p>(7) 建築物は、土地1区画に1棟1戸とする。ただし、車庫及び物置等の付属建築物はこの限りでない。</p> <p>(8) 敷地内に設置された電柱、支柱及び支線等を道路等に移設してはならない。</p> <p>(9) 看板、ネオンサイン等の広告物の設置は禁止する。ただし、第5号に定める用途についての軽微な看板は、除くものとする。</p> |

| 名称 | 希みが丘ふるさとの顔づくり建築協定 (建築協定区域隣接地) | 美鈴が丘A地区建築協定 | 美鈴が丘B地区建築協定 |
|------|---|--|--|
| 地名地番 | 小郡市希みが丘五丁目2番地の1ほか (小郡市希みが丘1丁目1番地ほか) | 小郡市美鈴が丘四丁目1番地の1ほか | 小郡市美鈴が丘五丁目5番地の1ほか |
| 告示 | 福岡県告示第2105号 平成8年12月8日 | 福岡県告示第424号 平成8年3月8日 | 福岡県告示第425号 平成8年3月8日 |
| 区域面積 | 13078.69㎡ (1101.03㎡) | 9718.89㎡ | 3446.21㎡ |
| 協定理由 | 宅地としての良好な環境を高度に維持増進するため | 快適な住環境を高度に維持増進するため | 快適な住環境を高度に維持増進するため |
| 用途地域 | 第1種低層住居専用地域 | 第1種低層住居専用地域 | 第1種低層住居専用地域 |
| 主な基準 | <p>(1) 敷地は、本協定認可公告(以下「認可公告」という。)時の区画とし、分割はできないものとする。 ただし、次の各号に定める土地については認可公告後であっても、200m2未満の敷地が生じないように分割することができる。</p> <p>1. 小郡市希みが丘五丁目10番27 2. 小郡市希みが丘五丁目6番2～3(建築協定区域隣接地)</p> <p>(2) 地盤面は、認可公告時の現状を変更することはできないものとする。 ただし、自動車車庫・玄関アプローチを築造するための切土、及び盛土についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 法面に於けるブロック積・石積・RC擁壁等の築造はできるものとする。</p> <p>(4) 道路境界沿いは、植栽又はフェンスとする。ただし、フェンスの基礎兼用コンクリートブロック積は、宅地地盤より20cmまでの高さとする。</p> <p>(5) 建築物の用途は、一戸建個人専用住宅(親族の二世帯が同居する住宅を含む。)とする。ただし、物置、車庫等の付属建物はこの限りでない。</p> <p>(6) 前号の一戸建個人専用住宅には、建築基準法施行令第130条の3第6号に規定するものを含むものとする。</p> <p>(7) 地階を除く階数は、2以下とする。</p> <p>(8) 敷地内に設置された電柱、支柱及び支線等を道路等に移設してはならない。</p> <p>(9) 看板、ネオンサイン等の広告物の設置は禁止する。 ただし、第6号に定める用途についての軽微な看板は、除くものとする。</p> | <p>(1) 敷地は、本協定認可公告(以下「認可公告」という。)時の区画とし、分割はできないものとする。</p> <p>(2) 地盤面は、認可公告時の現状を変更することはできないものとする。ただし、自動車車庫を築造するための切土、及び盛土についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 道路境界沿いは、植栽またはフェンスとする。ただし、フェンスの基礎兼用コンクリートブロック積は、宅地地盤より20cmまでの高さとする。</p> <p>(4) 自動車車庫を歩行者専用道路に面して築造することはできないものとする。</p> <p>(5) 敷地内に設置された電柱、支柱及び支線等を道路等に移設してはならない。</p> <p>(6) 建築できる建築物は、一戸建個人専用住宅(親族の二世帯が同居する住宅を含む。)とする。ただし、物置、車庫等の付属建物はこの限りでない。</p> <p>(7) 前号の一戸建個人専用住宅には、同法施行令第130条の3第6号に規定するものを含むものとする。</p> <p>(8) 地階を除く階数は、2階以下とする。</p> <p>(9) 看板、ネオンサイン等の広告物の設置は禁止する。 ただし、第7号に定める用途についての看板で、次に掲げるものは、この限りでない。 ア 所有者が自己の用に供するもの。 イ 広告物の表示物が1m2以下のもの。 ウ 周辺との調和に配慮した意匠、色彩を用いたもの。</p> | <p>(1) 敷地は、本協定認可公告(以下「認可公告」という。)時の区画とし、分割はできないものとする。</p> <p>(2) 地盤面は、認可公告時の現状を変更することはできないものとする。ただし、自動車車庫を築造するための切土、及び盛土についてはこの限りでない。</p> <p>(3) 道路境界沿いは、植栽またはフェンスとする。ただし、フェンスの基礎兼用コンクリートブロック積は、宅地地盤より20cmまでの高さとする。</p> <p>(4) 自動車車庫を歩行者専用道路に面して築造することはできないものとする。</p> <p>(5) 敷地内に設置された電柱、支柱及び支線等を道路等に移設してはならない。</p> <p>(6) 建築できる建築物は、一戸建個人専用住宅(親族の二世帯が同居する住宅を含む。)とする。ただし、物置、車庫等の付属建物はこの限りでない。</p> <p>(7) 前号の一戸建個人専用住宅には、同法施行令第130条の3第6号に規定するものを含むものとする。</p> <p>(8) 地階を除く階数は、2階以下とする。</p> <p>(9) 看板、ネオンサイン等の広告物の設置は禁止する。 ただし、第7号に定める用途についての看板で、次に掲げるものは、この限りでない。 ア 所有者が自己の用に供するもの。 イ 広告物の表示物が1m2以下のもの。 ウ 周辺との調和に配慮した意匠、色彩を用いたもの。</p> |